

◎新潟県教育委員会訓令第9号

県立学校

新潟県立学校職員服務規程（平成24年8月新潟県教育委員会訓令第10号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県立学校 新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）別表第1から<u>第3</u>までに規定する学校をいう。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 教育職員 職員のうち、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、<u>講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、</u>寄宿舎指導員及び実習助手をいう。</p> <p>(4) （略）</p> <p>（兼職等）</p> <p>第14条 職員は、職専免条例第2条第1号に規定する職務に専念する義務の免除を得ようとするとき（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第2項の規定による研修を行おうとする場合を除く。）は、あらかじめ職務専念義務免除承認願（研修）（<u>別記第24号様式</u>）を提出し、承認権者の承認を得なければならない。</p> <p>2 職員は、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和44年新潟県人事委員会規則第8—15号。以下「職専免規則」という。）第2条第1号に規定する職務に専念する義務の免除を得ようとするときは、あらかじめ職務専念義務免除承認願（兼職）（<u>別記第25号様式</u>）を提出し、承認権者の承認を得なければならない。ただし、教育長が別に指定する団体等の地位を兼ねようとする場合は、この限りでない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（専従休職）</p> <p>第16条 職員は、職員団体の役員として専ら従事するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可を得ようとするときは、校長を経由して専従休職許可願（<u>別記第26号様式</u>）を、提出し、委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 専従休職の許可を得て職員団体の役員として専ら従事している職員が、職務に復帰しようとするときは、校長を経由して復職願（<u>別記第27号様式</u>）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県立学校 新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）別表第1から<u>第5</u>までに規定する学校をいう。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 教育職員 職員のうち、校長(<u>園長を含む。</u>)、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員及び実習助手をいう。</p> <p>(4) （略）</p> <p>（兼職等）</p> <p>第14条 職員は、職専免条例第2条第1号に規定する職務に専念する義務の免除を得ようとするとき（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第2項の規定による研修を行おうとする場合を除く。）は、あらかじめ職務専念義務免除承認願（研修）（<u>別記第22号様式</u>）を提出し、承認権者の承認を得なければならない。</p> <p>2 職員は、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和44年新潟県人事委員会規則第8—15号。以下「職専免規則」という。）第2条第1号に規定する職務に専念する義務の免除を得ようとするときは、あらかじめ職務専念義務免除承認願（兼職）（<u>別記第23号様式</u>）を提出し、承認権者の承認を得なければならない。ただし、教育長が別に指定する団体等の地位を兼ねようとする場合は、この限りでない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（専従休職）</p> <p>第16条 職員は、職員団体の役員として専ら従事するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可を得ようとするときは、校長を経由して専従休職許可願（<u>別記第24号様式</u>）を、提出し、委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 専従休職の許可を得て職員団体の役員として専ら従事している職員が、職務に復帰しようとするときは、校長を経由して復職願（<u>別記第25号様式</u>）</p>

を提出し、委員会の許可を受けなければならない。

(営利企業への従事等)

第17条 職員は、地方公務員法第38条に規定する営利企業への従事等をしようとするとき又は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)第10条第1項に規定する非常勤の消防団員と兼職しようとするときは、あらかじめ校長を経由して営利企業従事等許可申請(消防団員兼職請求)書(別記第28号様式)を提出し、委員会の許可又は認めを得なければならない。

(教育職員の兼職及びその他の事業等の従事)

第18条 教育公務員特例法の適用を受ける職員は、同法第17条の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業等に従事しようとするときには、校長を経由して教育公務員の兼職(兼務)又は教育に関する他の事業・事務従事願(別記第29号様式)を提出し、委員会(教育長が指定するものについては校長)の承認を得なければならない。

を提出し、委員会の許可を受けなければならない。

(営利企業への従事等)

第17条 職員は、地方公務員法第38条に規定する営利企業への従事等をしようとするとき又は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)第10条第1項に規定する非常勤の消防団員と兼職しようとするときは、あらかじめ校長を経由して営利企業従事等許可申請(消防団員兼職請求)書(別記第26号様式)を提出し、委員会の許可又は認めを得なければならない。

(教育職員の兼職及びその他の事業等の従事)

第18条 教育公務員特例法の適用を受ける職員は、同法第17条の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業等に従事しようとするときには、校長を経由して教育公務員の兼職(兼務)又は教育に関する他の事業・事務従事願(別記第27号様式)を提出し、委員会(教育長が指定するものについては校長)の承認を得なければならない。